4　松山空港事務所、長崎空港事務所及び大分空港事務所の航空管制運航情報官は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

（削る）

5～7　（略）

8　関西空港事務所及び北九州空港事務所にあっては、第六項に規定するもののほか、航空管制運航情報官のうちから国土交通大臣が指名する者をそれぞれ次席航空管制運航情報官とする。

9　（略）

（施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官）

第六十七条　新潟空港事務所、中部空港事務所、関西空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所に、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官を置く。

2～5　（略）

（総務課の所掌事務）

第六十九条　（略）

2　新潟空港事務所、八尾空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の総務課は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

3　（略）

別表第二（第六十八条関係）

空港事務所	空港事務所に置く課
（略）	（略）
稚内空港事務所	総務課
函館空港事務所	
釧路空港事務所	
新潟空港事務所	
中部空港事務所	
八尾空港事務所	
関西空港事務所	
広島空港事務所	

4　八尾空港事務所、松山空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所及び大分空港事務所の航空管制運航情報官は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

5　稚内空港事務所の航空管制運航情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　電話による航空通信の実施に関すること（空港出張所の所掌に属するものを除く。）。

二　電話による航空路航空情報に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。

三　電話による航空情報（電話による飛行場航空情報及び電話による航空路航空情報を除く。）に関すること（空港出張所の所掌に属するものを除く。）。

四　航空路管制業務を行う機関と航空機との航空交通管制及び航空機の位置通報に関する連絡に関すること（航空路管制業務を行う機関又は航空機からの要請により行うもの並びに空港出張所の所掌に属するものを除く。）。

6～8　（略）

9　関西空港事務所にあっては、第七項に規定するもののほか、航空管制運航情報官のうちから国土交通大臣が指名する者をそれぞれ次席航空管制運航情報官とする。

10　（略）

（施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官）

第六十七条　新潟空港事務所、中部空港事務所、関西空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、長崎空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所に、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官を置く。

2～5　（略）

（総務課の所掌事務）

第六十九条　（略）

2　新潟空港事務所、八尾空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、長崎空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の総務課は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

3　（略）

別表第二（第六十八条関係）

空港事務所	空港事務所に置く課
（略）	（略）
稚内空港事務所	総務課
函館空港事務所	
釧路空港事務所	
新潟空港事務所	
中部空港事務所	
八尾空港事務所	
関西空港事務所	
広島空港事務所	